

◎新潟県人事委員会告示第1号

不利益処分についての審査請求の手續に必要な書面の様式（平成21年5月新潟県人事委員会告示第2号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から実施する。

令和3年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

別記様式第1号及び別記様式第25号中「㊟」を削り、同様式の注2を削り、同様式の「注1」を「注」に改める。

別記様式第2号から別記様式第20号まで及び別記様式第22号から別記様式第24号までの規定中「㊟」を削る。

附 則

- 1 この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規程による改正後の様式によるものとみなす。
- 2 この規程の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。